

【遺族年金の詳細】（令和6年3月1日時点）

■受給できる年金の種類

亡くなった方が、加入していた公的年金保険制度と遺族により、次のとおり受給することができます。

遺族	死亡した方が国民年金に加入していた場合	死亡した方が厚生年金保険に加入していた場合
子（※1）のある配偶者	遺族基礎年金	遺族基礎年金+遺族厚生年金
子（※1）	遺族基礎年金	遺族基礎年金+遺族厚生年金
その他遺族	寡婦年金または死亡一時金	遺族厚生年金

■受給要件

1 遺族基礎年金

遺族基礎年金は次の①～④のいずれかに該当する場合、死亡した方によって生計を維持されていた「子のある配偶者」または「子」が受給できます。

- ①国民年金の被保険者が死亡し、保険料の納付要件（※2）を満たしているとき
- ②国民年金の被保険者であった60歳以上65歳未満の方で、国内に住所を有する方が死亡し、保険料の納付要件（※2）を満たしているとき
- ③老齢基礎年金の受給権者（受給資格期間が25年以上であるかたのみ）であった方が死亡したとき
- ④保険料納付済期間、保険料免除期間および合算対象期間を合算した期間が25年以上ある方が死亡したとき

2 遺族厚生年金

遺族厚生年金は、厚生年金保険の被保険者、または、被保険者であった方が、次のいずれかの要件に該当する場合、その遺族が受給することができます。

- ①厚生年金保険の被保険者が死亡し、保険料の納付要件（※2）を満たしているとき
- ②厚生年金保険の被保険者期間に初診日（※3）がある病気やけがが原因で、初診日から5年以内に死亡し、保険料の納付要件（※2）を満たしているとき
- ③1級・2級の障害厚生（共済）年金を受け取っている方が死亡したとき
- ④老齢厚生年金の受給権者（受給資格期間が25年以上であるかたのみ）であった方が死亡したとき

⑤保険料納付済期間、保険料免除期間及び合算対象期間を合算した期間が25年以上ある方が死亡したとき

・受給できる遺族の範囲

死亡当時、死亡した方によって生計を維持されていた次の人が対象となり、優先順位の高い方が受給することができます。

優先順位	遺族厚生年金を受給できる遺族
1位	子(※1)のある配偶者(夫は55歳以上*3)または子(※1) *1
2位	子(※1)のない配偶者(夫は55歳以上*3) *2
3位	父母(55歳以上) *3
4位	孫(※4)
5位	祖父母(55歳以上) *3

*1 子のある妻または子のある55歳以上の夫が遺族厚生年金を受給している間は、子には遺族厚生年金は支給停止されます。

*2 夫の死亡時に、30歳未満で子のない妻は、5年間の有期給付となり、一定の条件を満たした妻は、中高齢の寡婦加算が支給されます。

*3 夫、父母、祖父母については、死亡当時55歳以上であり、遺族厚生年金の受給開始は、60歳からとなります。

しかし、夫については、遺族基礎年金を受給中の場合に限り、60歳前でも遺族厚生年金を併せて受給することができます。

※1 子

子とは、婚姻していない次の者に限ります

- ・18歳になった年度の3月31日までの間にあること
- ・20歳未満で障害年金の障害等級1級または2級の子

*死亡当時、胎児であった子も出生以降に対象となります。

※2 保険料の納付要件

死亡日の前日において、死亡日の属する月の前々月までの被保険者期間に、公的年金(国民年金と厚生年金保険、共済組合)に加入しなければならない期間のうち、保険料納付済期間と保険料免除期間の合計が3分の2以上であること。

特例措置…死亡日が令和8年3月末日までであり、死亡日に65歳未満である場合には、死亡日の前日において、死亡日が含まれる月の前々月までの直近1年間に保険料の未納期間がないこと。

※3 初診日

障害の原因となった病気やケガについて、初めて医師や歯科医師などの診察を受けた日のことをいいます。

※4 孫

婚姻していない次の者に限ります

- ・死亡当時、18歳になった年度の3月31日までの間にあること
- ・20歳未満で障害年金の障害等級1級または2級の子
- *死亡当時、胎児であった子も出生以降に対象となります。

■年金額（令和6年度額） *年度により変動する場合があります。

1 遺族基礎年金

受給する遺族	遺族基礎年金
子のある配偶者	816,000円 + 子の加算額(※5)
子	816,000円 + 2人目以降の子の加算額(※5)

※5 子の加算額

子の数	金額
子2人まで	1人につき234,800円
子3人目から	1人につき78,300円

2 遺族厚生年金

遺族厚生年金
死亡された方の老齢厚生年金（報酬比例部分）×3/4

・老齢厚生年金（報酬比例部分）の計算式

加入期間	計算式
A:平成15年3月 以前の加入期間	平均標準報酬月額 × $\frac{7.125}{1,000}$ ×平成15年3月以前の加入期間の月数
B:平成15年4月 以降の加入期間	平均標準報酬額 × $\frac{5.481}{1,000}$ ×平成15年4月以降の加入期間の月数

- 平均標準報酬月額とは、平成 15 年 3 月以前の加入期間について、計算の基礎となる各月の標準報酬月額の総額を、平成 15 年 3 月以前の加入期間で割って得た額のことです。

- 平均標準報酬額とは、平成 15 年 4 月以降の加入期間について、計算の基礎となる各月の標準報酬月額と標準賞与額の総額を、平成 15 年 4 月以降の加入期間で割って得た額です。

- 死亡した方の受給要件によって、遺族厚生年金の加入期間の計算方法が異なります。

受給要件	加入期間
①厚生年金保険の被保険者が死亡したとき	死亡した方の被保険者期間の月数を「最低 300 月 (25 年)」とみなして計算
②厚生年金保険の被保険者期間に初診日がある病気やけがが原因で、初診日から 5 年以内に死亡したとき	
③ 1 級・2 級の障害厚生 (共済) 年金を受け取っている方が死亡したとき	
④老齢厚生年金の受給権者 (受給資格期間が 25 年以上であるかたのみ) であった方が死亡したとき	死亡した方の「実際の被保険者期間」で年金額を計算
⑤保険料納付済期間、保険料免除期間及び合算対象期間を合算した期間が 25 年以上ある方が死亡したとき	

- 中高齢の寡婦加算

次のいずれかに該当する妻が受ける遺族厚生年金には、40 歳から 65 歳になるまでの期間、612,000 円が加算されます。

- ①夫が死亡された際、妻が 40 歳以上 65 歳未満で、生計を同じくしている子がない場合
- ②遺族基礎年金と遺族厚生年金を受給していた「子のある妻 (40 歳に達した当時、子がいるため遺族基礎年金を受けていた妻に限ります)」が、子が 18 歳到達年度の 3 月 31 日に達した (障害の状態にある場合は 20 歳に達した) ため、遺族基礎年金を受給できなくなった場合

■申請時期

被保険者または被保険者であった方が死亡したときから 5 年以内

■利用方法

請求手続きには、死亡した方の年金手帳、死亡者との身分関係を明らかにする書類 (除籍謄本など)、住民票謄本 (除票つきのもの)、死亡診断書などの添付・確認書類が必要になります。詳細については、相談窓口等でおたずねください。

■よくある質問（Q&A）

Q1：遺族基礎年金は、父子家庭には支給されないのですか。

A1：支給されます。平成26年4月から、国民年金に加入していた妻が死亡した場合は、その妻に生計維持されていた「子のある夫」にも支給されるようになりました。ただし、平成26年4月前に死亡している場合は対象になりません。

Q2：夫の死亡により、遺族基礎年金を受けていましたが、その後、再婚しました。遺族基礎年金を引き続き受けることはできますか。

A2：遺族基礎年金を受けている方が婚姻したとき（事実婚も含む）は、引き続き遺族基礎年金を受けることはできません。

Q3：現在60歳で遺族厚生年金を受けていますが、このたび、2級の障害基礎年金を受けられるようになりました。どちらも受けることができますか。

A3：どちらもあわせて受けることはできません。65歳になるまでは、どちらか一方の年金を選択することになります。因みに65歳になったら、「障害基礎年金と遺族厚生年金」または「老齢基礎年金と遺族厚生年金」をあわせて受けることができることになっています。

Q4：遺族厚生年金の受給要件のひとつに「死亡当時、死亡した方によって生計を維持されていた方」とありますが、「生計を維持されている方」とはどういう方ですか。

A4：「生計を維持されていた方」とは死亡当時、死亡した方と生計を同一にしていた方で、原則として、年収850万円の収入を将来にわたって得られない方をいいます。また、死亡当時に年収が850万円以上であっても、おおむね5年以内に年収が850万円未満となると認められる方は遺族年金を受けることができます。

参考：日本年金機構ホームページ

日本年金機構パンフレット「遺族年金ガイド」